

生鮮食品の原産地表示について(その2)

本日議論していただきたい事項

課題1：外国から生体を輸入し国内で飼養した畜産物に関する特例

- 牛を生体輸入し、3ヶ月(豚では2ヶ月、牛・豚以外では1ヶ月)を超えて国内で飼養した場合、国産扱い。」(いわゆる3ヶ月ルール)について基本ルールと整合性を図る必要があるか。

課題2：地名を冠した銘柄牛の表示

- 地名を冠した銘柄牛の場合、主たる飼養地が属する都道府県と銘柄に冠した地名が異なる場合があるが、これについてどう考えるか。